

パターン3 ゲリラ・特殊部隊による攻撃(町外避難)

避難実施要領

豊能町 町長

〇月〇〇日〇〇時〇〇分現在

1 大阪府からの避難の指示の内容

〇〇市において破壊活動を行った武装工作員が北大阪の山中に潜伏しているとの情報により、潜伏の可能性のある北摂地区に対して、避難措置の指示を行った。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
発生場所	〇〇市
実行の主体	不明(犯行声明等の発表なし)
事案の概要と被害状況	対策本部長は、〇〇市において破壊活動を行った武装工作員が、〇〇町東地区の山中に潜伏している可能性が高く、その武装工作員に対して排除活動が予想されることを踏まえ、警報を発令し〇〇町東地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。
今後の予測・影響と措置	・武装工作員は、東地区の山中を拠点として引き続き破壊活動を継続し民間人に被害を与える可能性がある。 ・武装工作員の排除行動により、武装工作員との遭遇が予想される。
気象の状況	天候:晴れ 気温:18℃ 風向:北東 風速:5m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	A・B・C・D地区
避難先地域と避難誘導の方針	町は、A・B・C・D地区住民約600名を本日〇〇時〇〇分を目途に各地区の避難所に集合させた後、本日〇〇時〇〇分以降、町車両および民間大型バスにより、××市の避難所へ避難させる。
避難施設	××市避難場所等
避難経路	主要な避難経路は府道〇〇号線から国道〇〇号線から町道を使用
避難手段・要領	1 町避難所への移動 ・避難所への住民の避難は、健常者には徒歩により行い、自家用車については、使用しないよう周知する。 ・避難所へは各世帯、事業所等の単位で移動する。 ・消防団は、住民(自治会・自主防会等)の協力を得て誘導を行う。 2 避難所から××市避難所への移動 ・町の車両及び民間バスによる。 ・安全性を確保するため警察・自衛隊の車両誘導を調整する。 3 避難後の確認 ・町職員及び消防団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。 ・残留者は、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
輸送手段 (町避難所から××市避難所)	・避難住民数、町避難施設、輸送力の配分 A地区、約300名、A避難所、町保有車両4台、大型バス6台 B地区、約150名、B避難所、中型バス1台、大型バス3台 C地区、約100名、C避難所、中型バス1台、大型バス2台 D地区、約50名、D避難所、中型バス1台、大型バス1台 ・輸送開始時期・場所:〇〇日〇〇時〇〇分A・B・C・D避難所 ・避難経路: 国道423号線(予備:府道〇〇号及び〇〇号)

<p>残留者の確認方法</p>	<p>確認者(町職員、警察官等)が避難完了時刻後、警戒区域内を防災無線、広報車、戸別訪問により確認する。</p> <p>なお、戸別訪問に際しては、呼び鈴を5秒間隔で5回鳴らし、応答がない場合には避難済みであると判断する。確認後の住宅には、玄関上部に黄色テープで印をつける。残留者がいた場合は、避難するように求める。</p> <p>開始予定時刻:〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 終了予定時刻:〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分</p>
<p>避難時の留意事項</p>	<p>1 職員の心得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民は恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。 ・町の誘導員は腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。 ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 ・学校や事業所においては、原則として避難先まで集団で行動するように呼びかけること。 ・担当職員等は、地域の自治会自主防災組織等の協力が得られるように努めること。 <p>2 住民への留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対しては近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。 ・消防団、自主防災会、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努めること。 ・住民の携行品は、金銭、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促すこと。 ・留守宅の戸締まり、施錠、出火防止対策を行うよう住民に促すこと。 ・服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町対策本部(現地派遣職員を含む。)警察官、自衛官に通報するよう促すこと。
<p>2-3 関係機関の措置等</p>	
<p>措置の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。 ・警察署は、立入禁止区域の設定および主要避難経路を警察計画で実施する。(交通規制及び警備等含む) ・消防署等は、警戒区域内の地域住民および施設利用者を警戒区域外に避難させる。
<p>連絡調整先</p>	<p>警察署： 消防本部署： 陸上自衛隊：</p>
<p>3 事態等の特性で留意すべき事項</p>	
<p>事態の特性 (除染の必要性等)</p>	<p>破壊活動を実施した武装工作員が潜伏・攻撃する恐れがあることから要避難地域内の避難誘導にあたっては、警察・自衛隊と連携し安全を確保する必要がある。また、工作員による破壊活動であることから生物・化学剤の使用はなく除染の必要はない。</p>
<p>地域の特性</p>	<p>住宅地以外は山間部であり、工作員の移動には適している。</p>
<p>時期的特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季の場合：熱中症予防に留意し、水分補給を適切に行う。 ・冬季の場合：雪、凍結、低体温症に留意する。

4 避難住民の誘導に関する事項	
職員の配置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所(××市避難所4名、町避難所2名(基準)) 町職員各〇名を、A・B・C・D避難所、避難先の××市に派遣する。また、国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を配置する。 ・避難経路上 避難経路の要所において連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応や連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を設置する。 ・連絡所等 連絡要員及び救護員等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行うために配置する。 ・現地調整所の設置等 現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう現地調整所に配置する。
避難行動要支援者の避難誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の入院患者は、消防本部が病院の車両又は救急車等を利用して避難を実施する。 ・老人福祉施設等入居者の避難は、住民(生活福祉部等、町社会福祉協議会)の協力を得て避難誘導を行う。 ・介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できる。
連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・府と町との連絡要領(通常の担当者との連絡と同様) ・状況が変化した場合は調整の上認識を合わせて変更 ・対策本部設置場所:町役場
現地連絡調整所の設置	<p>関係機関の情報を共有し、現場における事態の変化を迅速に対応できるよう現地連絡調整所を設置する。なお、現地連絡調整所に配置している職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行う。また、定時または随時の会合を開き、関係機関の活動内容の調整・確認を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地連絡調整所設置場所:
避難住民誘導に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、登録制メール等の手段を活用し、住民への関連情報の伝達に努める。 ・安全確保に配慮しつつ避難施設等に職員を派遣し、安全情報の伝達、住民の誘導等を実施する。 ・市民以外の滞在者についても避難誘導について、事業所、店舗等に対して協力を依頼する。
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、登録制メール、広報車等あらゆる手段を活用して、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。 ・避難実施要領をA・B・C・D地区の自治会長、自主防災会会長、警察署長等にFAX等により伝達し、住民への周知を依頼する。 ・避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。 ・広報を行う対策本部要員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。 ・報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。 ・避難行動要支援者等については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。 ・外国人に対しては、国際交流協会やボランティア等に協力を求め、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

避難実施要領の伝達先	町内の各機関及び団体等(関係機関等一覧表)
職員間の連絡手段	電話番号一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
豊能町 国民保護／緊急対処 事態対策本部	電話：072-739-3415 FAX：072-739-1980